



## 平成18年度都道府県医師会 税制担当理事連絡協議会

去る7月26日（水）午後2時から各都道府県医師会税制担当役員86名を集めて開催。産業税制、医療法人制度改革、消費税問題などへの日本医師会の対応に関する説明と活発な意見交換が行われた。

冒頭、唐澤日医会長から「税制改正要望、消費税問題につき、都道府県医師会の先生方と、認識を共有していただきたい」と挨拶。今村常任理事の司会で、議事に入った。

### 1. 平成19年度税制改正要望について

“事業税非課税措置の撤廃は総務省の宿願。今年度も政府税調の第1回目会合に上げられ、強い圧力を受けており、危機的状況にある”

事務局より、税制改正大綱決定までのスケジュールと日本医師会の19年度税制改正要望の概要説明、昨年5月に全国15,000施設を対象に行った四段階制の実態調査については「5千万円以下で四段階制利用者は青:37.1%、白:91.7%、不明:62.9%と圧倒的に白色での採用割合が高く、年齢別では60歳以上が75%と高い」と報告。今村常任理事からは、「ホテルコストが社会保険診療から切り離された瞬間に事業税がかかることになった。特例措置で非課税にとの考えもあるが、本体の非課税措置に影響も考えられる。日医としては絶対守る方針なので、国会議員等への働きかけをお願いしたい。いわゆる四段階制については、会計検査院から財務省と厚生労働省に正しく運営されているか調べるよう行政指導がきている。今後の動きを注視していきたい」との説明があった。

### 2. 一人医師医療法人について

“改正医療法が施行される平成19年4月1日以降、持分のある医療法人は設立できなくなる。それを設立しようとする人にとってはタイトなスケジュールだが、一人医師医療法人の利点・欠点を勘案し判断して欲しい。”

今村常任理事は、「民間開放推進会議の、医療法人解散時に出資持分に依りて財産の分配ができるのは株式会社と変わらないとの指摘に、株式会社を医療に参入させないため、公共性を保つという1点で厚労省と合意し、改正された」と趣旨を説明。検討経過の中で、日本医師会は現行の3類型をそのまま存続させ、税制上の手当てによって促進することが筋と主張したが、結局、2類型になったと経緯を説明し、「設立しようとする人にとってはタイトなスケジュールになるが、一人医師医療法人の利点・欠点を勘案し判断して欲しい」と述べた。

### 3. 控除対象外消費税問題について

“「損税」という言い方は、税制上誤った仕組みにもかかわらず医療機関の損得のために問題提起していると捉えられかねないので、対外的には使わないようにし、「控除対象外消費税」としたい”

今村常任理事は、消費税問題は難しく、理解や言葉の解釈がまちまちで、共通の基盤で議論できない部分があるため、解説したいとして、スライドを用いて説明した。

- 消費税は、事業者が負担すべきではない。最終消費者が負担すべき税で、事業者はプラス・マイナスゼロが原則。
- 「非課税」は本来税を取るべきものが、政策的に取らないようにしたもの。「不課税」は、税の対象になっていなかったもの。
- 事業者は、仕入れで支払った消費税と消費者から預かった消費税を相殺して支払う仕組みだが、非課税取引部分は相殺できない。
- [具体例]10億円売上のある病院で、社会保険9億円、自由診療1億円の場合、受け入れ消費税は500万円。仕入に4億円かかるとすると支払消費税は2,000万円。通常の事業者は2,000万円－500万円＝1,500万円の還付を受けるが、この例では医療機関は9割が非課税のため、仕入れに払った消費税も1割分しか対象にならない。つまり受け入れ消費税と相殺できる消費税は200万円、500万円－200万円＝300万円納税する。消

費税納税額200万円と仕入時に支払している2,000万円の合計2,300万円を負担している。

- 中医協のデータをもとに計算すると、医療法人で、療養病床60%以上病院では、診療報酬に1.53%上乗せがあるとして89万円・上乗せがないとして1,447万円、一般病院では前者で1,438万円・後者で3,888万円、精神病院で455万円・2,268万円、診療所で86万円・286万円の負担となる。私立大学29大学総額で年間350億円、1大学当たり12億円の負担。
- 診療報酬上乗せ1.53%は、仕入れに係る消費税負担分を手当てしたもので売上にかかる消費税ではない。診療報酬への上乗せは、平成元年に9項目、平成9年に26項目の計35項目に行ったとされているが、他の包括されてしまった項目、改定で消滅した項目や一般診療所などで全く使用しない項目などがある。
- ゼロ税率は患者に負担をかけないが実現は難しく、負担が最小限になる軽減税率も要望している。また、実現するまでの措置として、医療機器・病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の税額控除または特別償却を認める措置を要望している。
- 消費税問題は、厚労省保険局がOKであれば、厚労省としてOKが出る。軽減税率であっても、患者さんから税を取る事になった場合、保険者から頂く7割部分の消費税をどうするかが問題になる。患者さんに理解していただかなければならないことも課題。
- 解決策の一つとして、医薬品・医療機器・医療器材を非課税にする意見もある。
- 政治家やマスコミにも、正しく理解し、認識していただくことが大事で、そのための資料を作成したい。

### [質疑応答]

**鹿児島県:**消費税を5%のまま据え置くのは?

**今村常任理事:**10%まで行けば軽減税率の話も出るが、7~8%だと出ない。その時にどうするか問題で、据え置く案も検討したい。

**沖縄県:**消費税1%に対し、診療報酬何%と前もって決めておけばいいか。

**今村常任理事:**診療報酬に上乗せする形は原則的に考えていない。

**埼玉県:**特別償却制度の創設は消費税の問題とは違うのでは?

**今村常任理事:**少しでも消費税負担を減らすことができるとい意味合いだ。

**宮崎県:**事業税非課税措置はあまり恩恵を受けていない。普通税率で課税事業者なることを目標にした方がよいのでは。

**今村常任理事:**できるだけ患者負担を減らしたい。税制優遇を受けていないということについては、調べたい。

**奈良県:**消費税問題に関する前執行部との違いは?また、医療法改正で、出資額限度法人が制度化され、持分のある社団法人はなくなったが、この選択肢はなくなったと理解してよいか。

**今村常任理事:**消費税問題に関する驚くような方法はない。医療法人は2類型に分類されたので、元に戻ることはない。

**奈良県:**新しい医療法人制度では、贈与・相続やみなし課税は課税されないと理解しているのか。

**今村常任理事:**決まっていない残された問題だ。

**奈良県:**国が打出したことに、日医としての見解を先に示していくことが必要だ。

**今村常任理事:**良く承知している。

**奈良県:**社会医療法人における有価証券(病院債)的な扱いが加わった。株式会社との線引きが曖昧になり、株式会社参入反対と整合性がなくなる。

**今村常任理事:**有価証券のことについては、そこまで踏み込んで表明しなければならないことではないと理解している。

**広島県:**事業税の厳しさと消費税の厳しさはどちらが先にクローズアップされると思うか。

**今村常任理事:**消費税は財務省、事業税は総務省で、お互いに関与しないというのが彼らの立場。また、事業税は外圧、消費税はわれわれが問題提起しなければそのまま終わってしまう問題。どちらも大変だが、方向性が違っている。

**山口県:**消費税問題はきっちり勝ち取っていただきたい。

**竹嶋副会長:**9月の自民党総裁選が終わってから動き出すことになるので、準備をしている。

— 医業経営・福利厚生部 —